

ケアヴィラ宝塚“訪問リハビリテーション”利用料金

(1) サービスの利用料、利用者負担額（介護保険（1割負担）を適用する場合）について

区分		利用料	利用者負担額
(介護予防)訪問リハビリテーション	基本報酬	1回	1回
	(1回20分以上のサービス、1週に6回が限度)	3,324円	333円

区分	加算		利用料	利用者負担額	算定回数等
訪問リハビリテーション	短期集中リハビリテーション実施加算	退院(所)日又は新たに要介護認定を受けた日から3月以内	2,166円	217円	1日当たり。 リハビリテーションマネジメント加算(A)イから(B)ロまでのいずれかを算定していること。
			リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	1,949円	195円
	リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ	2,306円	231円		
	リハビリテーションマネジメント加算(B)イ	4,873円	488円		
	リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	5,230円	523円		
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		64円	7円	1回当たり
	移行支援加算		184円	19円	1日当たり
介護予防訪問リハビリテーション	短期集中リハビリテーション実施加算	退院(所)日又は新たに要介護認定を受けた日から3月以内	2,166円	217円	1日当たり。 リハビリテーションマネジメント加算(A)イから(B)ロまでのいずれかを算定していること。
			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		64円

- (介護予防)訪問リハビリテーション事業所の医師による診療を行わずに利用者に対して指定(介護予防)訪問リハビリテーションを行った場合、1回につき、利用料が211円(利用者負担22円)減額となります。(別の医療機関の医師が適切な研修の終了等をしていること等厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に限る。)
- 短期集中リハビリテーション加算は利用者に対して、退院・退所又は認定日から3月以内の期間に集中的(週に2回以上、1回当たり20分以上)に(介護予防)訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。
- サービス提供体制強化加算は、利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が3年以上の者がいる場合に算定します。
- 社会参加支援加算は前年の1月から12月の期間に訪問リハビリテーションの提供を終了した者に対し終了した日から14日以降44日以内に利用者宅を訪問又は介護支援専門員から情報提供を受け社会参加に資する取組の実施が3月以上継続する見込みがあることを確認しその記録を残していること、及び社会参加に資する取組を実施した者の割合が100分の5を超えていること。加えて利用者の平均利用月数が48月以下である事業所が、利用者の社会参加等を支援した場合に加算します。
- 地域区分別の単価(3級地)を含んでいます。
- 利用者の負担割合証に記載された介護保険サービス費の負担割合をお支払いいただきます。費用の構成は基本サービス費と各種加算の合計となります。
- 利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合、上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。
- 介護保険法改正等により利用者負担額が変更となる場合、定期通信等での通知、書類の交付、説明等を行います。
- 料金改定をする際には、1ヶ月以上前に利用者に文書で連絡いたします。

(2) 支払方法

① 郵便局自動払込（原則）

入所当日に、指定の自動払込申込み用紙をご提出ください。

毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の27日に指定の口座よりお引落としいたします。領収書は翌月の請求書郵送時に同封いたします。

② 銀行振込み

27日までに利用者の氏名でお振込みください。

振込手数料は利用者負担となります。ご了承ください。

施設利用料振込先

金融機関名	三井住友銀行	支店名	宝塚支店
口座番号	普通 3971763	口座名義	医療法人尚和会

③ 窓口支払い（クレジットカード又は現金）

27日までに窓口でお支払ください。

当施設窓口でのお支払時間は、日・祝をのぞく9：00～17：00となりますので予めご了承くださいますようお願い申し上げます。